

意見聴取要請の概要

食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、食品添加物「アカネ色素」を既存添加物名簿から削除すること。

（平成 16 年 6 月 18 日付け）

《参考》

名称：アカネ色素（セイヨウアカネの根から得られた、アリザリン及びルベリトリン酸を主成分とするものをいう）

英名：Madder color

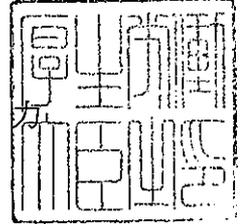
性状：熱や光に対して安定であり、水・エタノールに溶解する。
酸性で黄色、中性で赤色を呈する。

用途：着色料

厚生労働省発食安第 0618001 号
平成 16 年 6 月 18 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、食品添加物「アカネ色素」を既存添加物名簿から消除すること

